●介護保険法の規定に基づくサービス種類のうち、次に掲げるものに係る事業者の指定を受けようとする場合、以下を参照してくだ

→ ・通所介護【<u>地域密着型通所介護は含まない。2ページ「注2」参照。</u>】

準備

事業者指定の要件(基準)の確認

指定事業者になるためには、神奈川県の条例で定める人員、設備、運営に 関する基準等を満たさなければなりません。

例えば、

- 指定を受けるには、申請者が法人である必要があります。
- 法人の定款等の目的に、介護保険サービスを行う旨を位置付ける必要が
- ※ 指定を受けようとするサービスが定款に具体的に記載されていない 場合、指定できないことがあります。介護情報サービスかながわに掲載 されている「《参考》定款への事業名の記載について」の定款の記載例 を参照してください。
- 基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

基準を確認するには・・・

指定介護保険事業者の人員、設備、運営に関する基準等は、「介護保険六 法」等の一般の書籍や「**介護情報サービスかながわ」の書式ライブラリー** 内「7. 関係法令」等で確認してください。

〇 指定申請書類の作成

書式ライブラリー中の「1. 新規事業者指定」、各サービスの「2. 指定 申請書類様式」、「3. 申請書類記載例・作成例」、「4. 必要書類一覧及び 留意事項」などを参考に作成してください。

平面図の事前送付

※通所介護のみ対象

事業開始予定月の3か月前の末日までに、4ページ目の 送信票と図面をFAX又は郵送してください。

(例えば、4月1日事業開始予定の場合は、1月末日までに 送付してください。)

事前送付がない場合は、申請当日に受付できない場合が あります。

なお、送付された図面については、収受した日を含め、 原則として、15日以内に県から確認結果等について連絡 します。

申請の予約

申請の受付は完全予約制です。

予約の申込みは、指定を受けようとする月(事業開始予定月)の 前々月に電話で受け付けます。

予約申込期限、申請受付日等は、次頁のとおりですので、期限ま でに予約の申込みを行ってください。

補正に要する日数を考慮し、早めの来庁をお勧めします。

申請受付会場は、京阪横浜ビル(日本生命横浜本町ビル)2階です。(会場は3ページ日本で建設/ださい)

申請受付の際には、必ず事業所の管理者就任予定の方、及び 申請内容の分かる方がお越しください。

神奈川県 高齢福祉課 在宅サービスグループ [平面図送付先]

[予 予約受付:神奈川県 高齢福祉課 在宅サービスグループ

受付時間: 8時30分~12時、13時~17時15分 ※ 土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く。

電話: TEL 045-210-4824 (直通)

045-210-4840 (直通)

具体的な期日は、次ページで確認してください!

開設予定事業者向け 説明会の受講

申請の準備と並行し

県では、事業を運営す る前提として必要とな る基本的内容を説明す る「開設予定事業者向に 説明会」を開催していま

<u>す。</u> 指定を受ける前に基 準について理解する必 要がありますので、申請 前に受講してください。 複数回受講すること もできます。

※ 指定基準の基本的 な内容や、指定申請手 続の際に注意すべき こと等の講義を行い ます。

[説明会の案内掲載場所] ○開設予定事業者向け 説明会

「ライブラリ(書式/ 通知) |

- →「10. セミナー・ 講習会・研修」
- →「開設予定事業者向 け説明会」
- ※ 開催日を確認して ください。

郵送の場合 → 〒231-8588 ※所在地の記載は省略できます。(横浜市中区日本大通1)
ファクシミリ送信の場合 → FAX番号 045-210-8866

【予約申込み受付期間、申請受付日等】

事業者指定有効期間 開始(事業開始) 予定年月日	通所介護事業所 図面送付期限	予約申込み 受付期間	開設予定事業者 向け説明会(予定)	申請受付日(来庁日)	申請書提出期限
平成31年5月1日	平成31年2月28日	平成31年3月1~29日	平成31年6月21日 ・ 平成31年9月18日 ・ 平成32年2月12日	平成31年4月1・2・3・ 4・5日	平成31年4月12日
平成31年6月1日	平成31年3月29日	平成31年4月1~22日		平成31年4月23・24・25・ 26日・平成31年5月7日	平成31年5月13日
平成31年7月1日	平成31年4月26日	平成31年5月7~31日		平成31年6月3・4・5・ 6・7日	平成31年6月13日
平成31年8月1日	平成31年5月31日	平成31年6月1~28日		平成31年7月1・2・3・ 4・5日	平成31年7月12日
平成31年9月1日	平成31年6月28日	平成31年7月1~31日		平成31年8月1・2・5・ 6・7日	平成31年8月13日
平成31年10月1日	平成31年7月31日	平成31年8月1~30日		平成31年9月2・3・4・ 5・6日	平成31年9月13日

- 注1 予約申込み受付期間の翌日以降の予約申込みは受け付けることができません。
- ※共生型通所介護の新規指定を希望する場合には、申請書類等について事前に神奈川県高齢福祉課在宅サービスグループ(電話 045 -210-4824)へお問い合わせの上、ご来庁ください。
- 注2 事業所の運営規程で定める利用定員が 18 人以下の場合 (地域密着型通所介護) の申請先は市町村です。利用定員とは、同時に サービスを受けることができる利用者数の上限のことをいいます。

申請

申請書及び添付書類等の審査を対面で行います。審査時間は2時間以内です。時間内に、法令に定める申請書類がそろっているかどうかの形式審査が終わらない場合には、受付を行うことができませんので、「記載例・作成例」や「必要書類一覧及び留意事項」により事前に内容確認を行い、全ての書類をそろえた上でご来庁ください。

毎月13日までに収受した書類について、記載内容が適切かどうかの実質審査や必要に応じて行う現地調査により、法令で定める事業者の要件を満たしていると認められる場合は、申請のあった月の翌月1日までに指定を行います。申請書提出期限までに申請書類が調わない場合は、一旦申請を取り下げ、翌月以降に改めて申請してください。

- ※ 申請書類を収受するに当たり、県の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準に適合していることを確認する必要があります。 <u>事業所を設置しようとする予定の建物の建築、改修、借用等をしようとする場合には、それらが完了し、建築物等に関する法令(建築基準法、消防法等)に基づく手続の要否に係る確認を終え、人員の確保(雇用契約等)、設備・備品の設置等がなされている必要があります。</u>
- ※ 申請に当たり、審査にかかる手数料が必要となります。手数料の詳細については、5・6ページを参照してください。

指定

事業者の指定は、申請のあった月の末日まで=事業開始予定日(各月1日)の属する月の前月末日までに行います。

公 示

- ・指定事業所名、所在地、サービスの種類等が公示されます。(ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」 \rightarrow 「ライブラリ(書式/通知)」 \rightarrow 「15. 介護保険法による指定居宅サービス等の指定、更新、廃止、処分等について」 \rightarrow 「指定事業所一覧(指定月別) ※県所管分」への掲載による。)
- ・ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」にも掲載されます。

【神奈川県所管外(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)の介護サービス事業者指定事務窓口】

〇 横 浜 市 健康福祉局高齢施設課 TEL 045-671-4117 (特定施設入居者生活介護)健康福祉局高齢施設課 TEL 045-671-3923 (施設・短期入所サービス)

健康福祉局介護事業指導課 TEL 045-671-2356 (上記以外のサービス)

URL http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/jigyousya/kengenijou/index.html

- 〇 川崎市 健康福祉局高齢者事業推進課 TEL 044-200-2469
 - URL http://www.city.kawasaki.jp/35/35kosui/35kosui/kengen/kengen.htm
- 相模原市 健康福祉局保険高齢部高齢政策課 TEL 042-707-7046○ 横須賀市 福祉部指導監査課 TEL 046-822-8162

指定申請受付会場

*県庁分庁舎の建替えにあたり、平成28年10月11日より会場が変わっていますので、ご注意ください。

<会場> 横浜市中区本町2-22 **京阪横浜ビル**(日本生命横浜本町ビル)2階

*下図**7番**のビルです。

<交通>

地下鉄みなとみらい線「馬車道駅」 徒歩約3分 電車 地下鉄みなとみらい線「日本大通り駅」 徒歩約4分 JR 京浜東北線(根岸線)/横浜市営地下鉄「関内駅」から徒歩約8分



神奈川県 高齢福祉課

平面図事前送付 送信票

平成 年 月 日

送 付 先:神奈川県 高齢福祉課 在宅サービスグループ 行き

〒231-8588 ※所在地記載不要(横浜市中区日本大通1)

FAX番号: **045-210-8866**

(郵送又はFAXにより送付してください。送り間違えのないよう、注意してください。)

	送信枚数	枚(本紙含)	ひ) 送	信回数	<u> </u>
事業所名 (未定の場合は空欄のままで差し支えありません。)					
開設法人名					
開設法人担当者氏名				※実際に事業を 人の担当者名と	
開設法人担当者連絡先電話番号				入してください	
事業開始予定月					
実施単位数			単	位	
利用定員		人 人 人 後1単位等、同じ 場合にはチェック		単位のサー	人
工事着工予定日及び完了予定日 (工事の予定がある場合のみ記入)		至日 : 平成 至日 : 平成		月 日頃 月 日頃	
事業所所在地(住所)					
建物の形態	戸建・集	合住宅 ・ テナン	· ト ・ 他	Γ()
併設サービスの有無		□○を付けてくださ 『介護支援・訪問介		入浴介護・訪	 問看護)

※ 以下のチェック内容を確認した上で、送付してください。

チェック欄	チェック内容	備考	
	「介護情報サービスかながわ」の書式ライブラリー内 3. 申請書類記載例・作成例を参考にして作成している。		
	内法で計測し、寸法、縮尺を正確に記載している。また、食堂兼機能訓練室について部屋と部屋を連結する場合、その開口部の寸法も記載している。		
	各室の用途(食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室等)を記載している。		
	図面の欄外に食堂、機能訓練室の面積とその算定根拠となる計算式を記載している。		
	面積算定の際、機能訓練等のサービス提供に直接必要のないもの(食器棚、冷蔵庫等)、居住スペースとしての使用が想定されないもの(押入れ、床の間、廊下、柱等) は面積から除外している。		
	同一敷地内で他のサービスを行う場合、事務室は同じ部屋を使用することは可能だが、図面にどの部屋・机がどの事業のものか明記している。		
	建築物等に関する各法令(建築基準法、消防法等)に基づく手続の要否について、 当該各法令の所管庁に確認している、又は確認を予定している。		
	説明会の開催や、個別の訪問による説明など、事業開始に当たって、近隣住民との 調整を行っている、又は調整を予定している。		
(確認事項			

※ 設備に関して申請前に確認しておきたい事項等がある場合は備考欄・確認事項欄に記載してください。 なお、設備基準を満たしているか否かについては、指定申請時に写真等の内容も含め総合的に判断します。あらか じめ御了承ください。

神奈川県では、介護サービス事業者の新規指定(許可)及び指定(許可)の更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から、地方自治法第227条に基づき、手数料を徴収しています。

1 審査手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具 販売)	1サービスにつき 20,030円	1サービスにつき 10,030円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20, 050円	1サービスにつき 10, 030円
(訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	20, 030円	10, 030円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,050円	10, 030円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45, 050円	25, 030円
施設サービス(介護療養型医療施設)	_	25, 030円
施設サービス(介護老人保健施設)	63, 050円	25, 030円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸 与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,030円	1サービスにつき 10,030円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10, 030円
(介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請 と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものと みなされる場合を除く。))	10, 030円	10, 030円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15, 050円	10, 030円

- (注)
- 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設を除く)。
 - 3 介護老人保健施設の一部の変更許可に係る手数料は、33,050円です。

2納付方法

- 申請時に証紙貼付用紙(次頁)に神奈川県収入証紙を貼付してご提出ください。(収入印紙ではあ りませんので御注意ください。)
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等が受 けられなくても返還できません。
- 神奈川県収入証紙は、県庁内の売店のほか、県内各地で販売しておりますので、お近くの販売所 で購入してください。「神奈川県収入証紙販売所のご案内」↓

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f235/

3 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例		○介護老人保健施設及び併設事	事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,050 円	25,030 円	介護老人保健施設	63,050 円	25,030 円
通所介護	30,050 円	10,030 円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
夜間対応型訪問介護	市町村指定	市町村指定	介護予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
合 計	75,100 円	35,060 円	通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			介護予防通所リハビリテーション	みなし指定	みなし指定
			合 計	63,050 円	25,030 円

証紙貼付用紙

新規・更新・変更(いずれかにOをしてください)

○ 手数料の額

神奈川県収入証紙貼付欄					
事業所又は施設の名称:	金額:				
サービス種別:	事業所番号(新規除<): <u>14</u>				
※ 誤りを防止するため、サービス種別ごとに用紙を分けて貼付 についても用紙を分けて貼付してください。)	してください。(居宅サービスと介護予防サービス				

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20, 030円	1サービスにつき 10, 030円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20, 050円	1サービスにつき 10, 030円
(訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	20, 030円	10, 030円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30, 050円	10, 030円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45, 050円	25, 030円
施設サービス(介護療養型医療施設)	-	25, 030円
施設サービス(介護老人保健施設)	63, 050円	25, 030円
介護予防サービス (介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10, 030円	1サービスにつき 10,030円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10, 050円	1サービスにつき 10, 030円
(介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	10, 030円	10, 030円
(介護予防特定施設入居者生活介護)	15, 050円	10, 030円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設を除く)。 3 介護老人保健施設の一部の変更許可に係る手数料は、33,050円です。